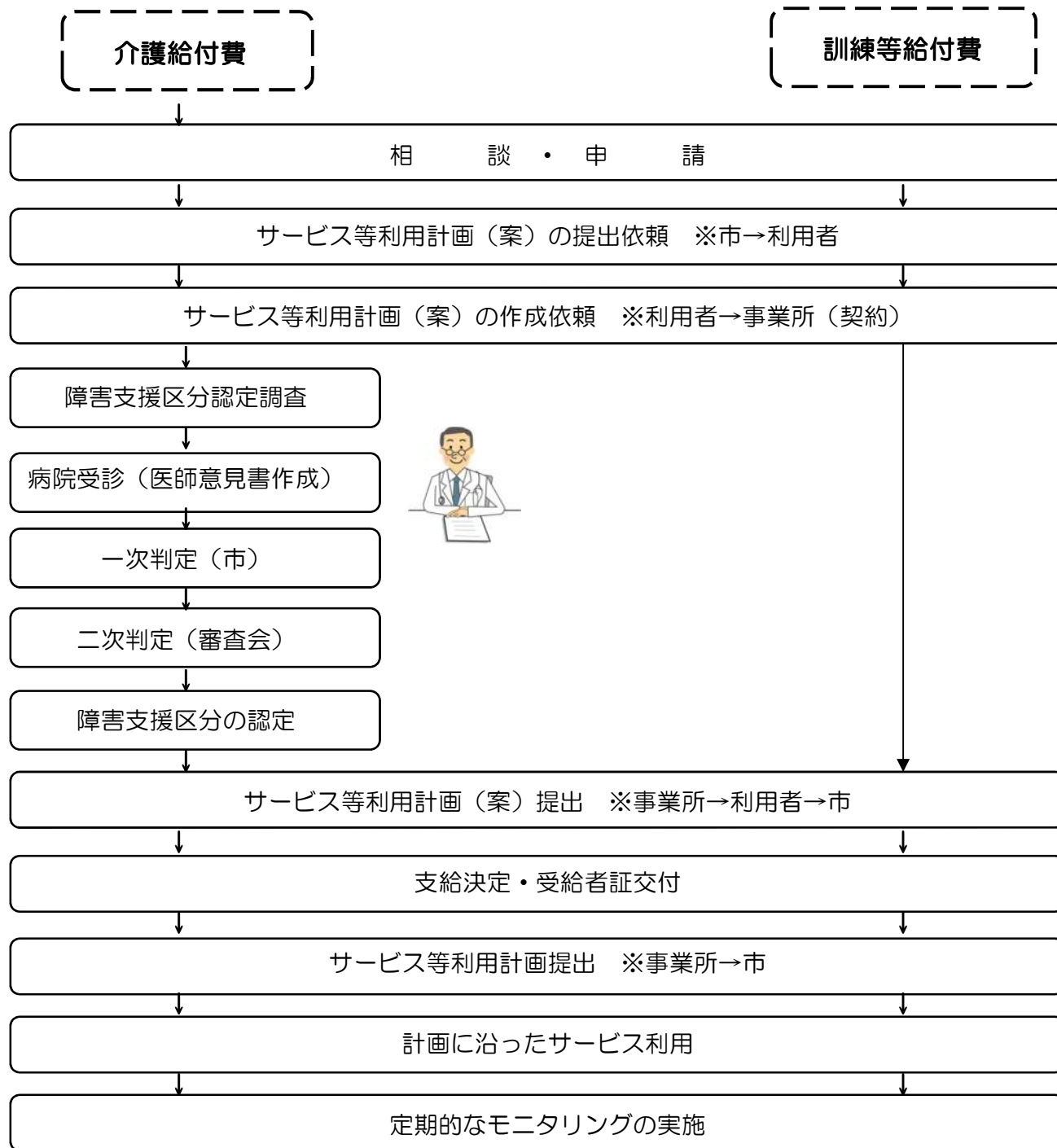


## 障害福祉サービス（介護給付費、訓練等給付費）の申請

市は申請に基づき、サービスを利用する対象者へ聞き取り調査等を行い、サービスの支給決定及びサービス利用に必要な受給者証を交付します。

### 《支給決定までの流れ》



#### サービス等利用計画とは

適切なサービス利用を支援するために作成するものです。費用はかかりません。

#### 障害支援区分とは

障がいのある方の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。